

# ELTRES™ IoT ネットワークサービス

## サービス仕様書 ver1.21

オリックス株式会社

# 内容

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>3</b>
1.1	本書の目的 .....	3
1.2	本書の対象者 .....	3
<b>2</b>	<b>本サービスについて</b> .....	<b>4</b>
2.1	本サービス内容 .....	4
2.2	本サービスのデータの流れ .....	4
<b>3</b>	<b>通信ネットワークについて</b> .....	<b>5</b>
3.1	ソニーの通信規格 ELTRES™ .....	5
3.2	サービス提供エリア .....	5
<b>4</b>	<b>利用契約体系</b> .....	<b>5</b>
4.1	契約内容 .....	5
4.2	送信方式.....	7
4.2.1	定期送信 .....	7
4.2.2	トリガー送信.....	8
<b>5</b>	<b>本サービスのお申し込み方法</b> .....	<b>9</b>
5.1	見積提出 .....	9
5.2	顧客情報の利用 .....	9
5.3	顧客 ID 作成 .....	9
5.4	申込書の提出 .....	9

5.5 申込み完了.....	10
<b>6 本サービスの利用開始・解約 .....</b>	<b>10</b>
6.1 利用開始.....	10
6.2 端末の変更に伴う LfourID 変更手続きについて.....	10
6.3 利用停止.....	10
6.4 利用終了.....	10
<b>7 回線利用登録、アクティベーション、回線利用の更新 .....</b>	<b>11</b>
7.1 回線利用登録について.....	11
<b>8 料金の請求 .....</b>	<b>11</b>
月額払い利用時の途中解約の場合のご請求 .....	12
<b>9 サポートについて .....</b>	<b>12</b>
サポート窓口 .....	12

# サービス仕様書

## 1 はじめに

本書は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（以下、ソニーNC）が提供する「ELTRES™ IoT ネットワークサービス」（以下、本サービス）のサービス仕様について説明したものです。オリックス株式会社（以下、弊社）は、本サービスの仕様を予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。サービスの仕様変更が発生する場合は、本サービス仕様書を修正し、サービス仕様の変更箇所と変更日をご案内致します。

### 1.1 本書の目的

本書は、申込者が本サービスの以下の事項に関し理解を深めるために使用します。

- サービス内容
- サービス利用方法
- お問い合わせ、サポート

### 1.2 本書の対象者

弊社と契約し、「ELTRES™ IoT ネットワークサービス」を利用する申込者。

本書で使用する用語の定義は以下の通りです。

用語	定義
顧客	利用契約を締結し、本サービスの料金を支払う法人
利用契約	本サービスの利用に関し、申込者・弊社間で締結される個々の契約
回線利用	顧客が利用契約毎に弊社から提供される本サービスを利用すること
回線利用の終了	利用契約の解約をもって回線利用を終了すること
利用回線	顧客が利用する電気通信回線のこと
提供通信料	顧客が利用回線数ごとに弊社に対して支払う本サー

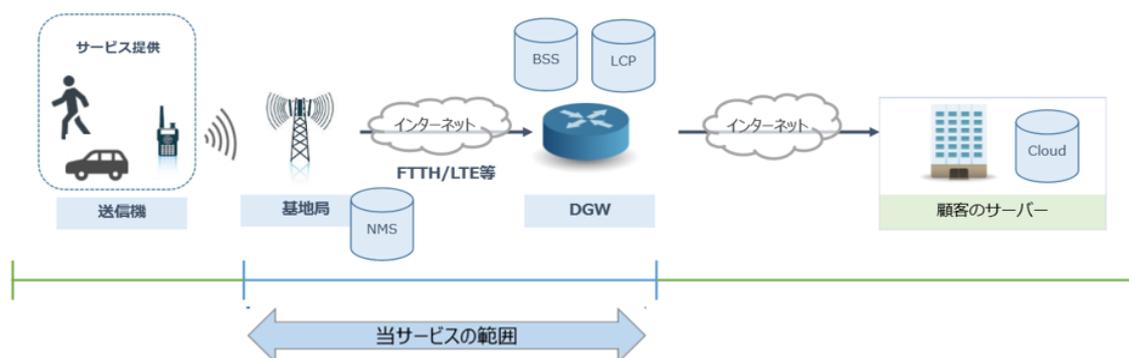
	ビスの料金。1年あたり又は1月あたりの額をいう。
送信頻度	データを送信する間隔のこと。
LfourID	端末を識別するために用いるモジュールごとの固有IDのこと。
契約プラン	本サービスの回線利用体系を分類するもの。
SONY 製端末	ソニーNCが開発および、もしくは製造する本サービスに対応した端末のこと。
端末パートナー製端末	ソニーNCの端末パートナーが開発および、もしくは製造し販売する本サービスに対応した端末のこと。
データ転送サーバー	ソニーNCのデータゲートウェイから送信される、通信結果として暗号化されたデータを受信いただくサーバーのこと。

## 2 本サービスについて

### 2.1 本サービス内容

本サービスは、弊社が顧客へ提供する、ソニーの通信規格 ELTRES™を用いたネットワークサービスです。

\*本サービスの利用にあたっては、顧客が「送信機」、「データ転送先サーバー」を用意頂く必要があります。



### 2.2 本サービスのデータの流れ

1. 顧客が利用する端末から送信されたデータを、ソニーNCの基地局で受信します。
2. ソニーNCの基地局からデータゲートウェイを経由し、顧客の「データ転送先サーバー」へデータを転送します。

### 3 通信ネットワークについて

#### 3.1 ソニーの通信規格 ELTRES™

ELTRES とは、IoT ネットワークにご利用いただけるソニーNC 独自の LPWA (Low Power Wide Area) 無線通信規格です。ELTRES は、長距離安定通信、高速移動体通信、低消費電力という 3 つの大きな特徴を活かして、様々なセンサーで取得した情報を広範囲に効率よく収集することができ、様々なユースケースにもご利用いただけます。

#### 通信ネットワークの仕様

通信方向	一方向通信 (送信機からの上りのみ)
送信周波数	923.6MHz~928.0MHz
提供方式	パブリック方式
ペイロード	128bit
データ送信間隔	定期送信は 1 分~24 時間間隔でデータ送信します。トリガー送信は 1 分間隔ないし 3 分間隔にデータ送信します。 詳しくは 4.2 送信方式をご参照ください。
セキュリティー機能	搭載(暗号化対応)
ハンドオーバー	対応

#### 3.2 サービス提供エリア

本サービスの提供エリアについては、公式 WEB サイトにて公開しています。

<https://eltres-iot.jp/area/>

### 4 利用契約体系

#### 4.1 契約内容

申込者が、規約等に同意したうえで、弊社所定の申込書を提出し、弊社が規約規定の所定の方法で当該申込を承諾したときに、利用契約成立とし、当該利用契約にお

いて定めた利用期間開始日より、本サービスの提供が始まります。

本サービスを再販する再販事業者については、弊社と「卸サービス契約」を事前に締結する必要があります。

項目	内容	備考
対象顧客	法人	
契約窓口	弊社	
契約期間	回線利用開始日の翌月から12ヶ月後の月末、もしくは、直近の3月31日までのいずれかを選択。	回線利用の終了日を直近の3月31日として選択された場合は、1年間分の提供通信料を12で割り月額を算出(小数点以下切り上げ)し、課金期間分の料金を請求します。
契約更新	1年ごとの自動更新。 更新をせずに終了する場合、契約期間の終了日の2か月前の末日までに回線利用終了の申し出をする。	【例】 回線利用の終了日が202×年4月末日で自動更新を希望されない場合、202×年2月末日までに回線利用の終了手続きをください。
料金	本サービスを利用する対価として、顧客が弊社に支払う料金は、提供初期費用と提供通信料で構成される。	
提供通信料の決定	弊社と顧客の間で合意の上決定。	
提供初期費用の決定	弊社と顧客の合意の上決定。	
最低利用回線数	1回線より申し込み可能。	
送信プロファイルの選択	「ELTRES™ IoT ネットワーク_送信プロファイル説明資料」に記載の送信プロファイルリストか	送信プロファイルについては、4.2送信方式を参照のこと。

	ら選択	
支払方法	「年額一括払い」または「月額払い」から選択	
支払期日	課金開始月の翌々月末支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「月額払い」の場合は、左記の初回請求時以降、毎月同様とする。</li> <li>・初期費用はサービス利用料の初回請求時に合わせて請求。</li> </ul>

## 本サービスの料金

本サービスの料金は、「提供初期費用」および、「提供通信料」で構成されます。

項目	内容
提供初期費用	回線利用の開始に伴って発生する初期料金
提供通信料	回線利用中に発生する料金

## 4.2 送信方式

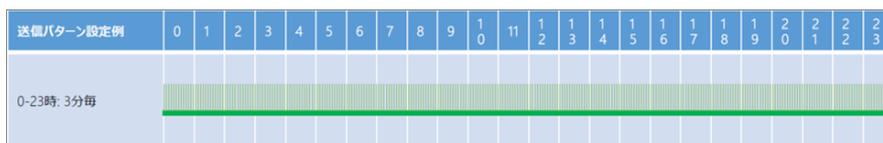
ELTRES ではあらかじめ顧客に送信方式を定めていただき送信機と受信機にそれぞれ設定する必要があります。送信方式には、一定の間隔で送信を行う「定期送信」と顧客で設定いただいたイベントをきっかけに送信を行う「トリガー送信」があります。顧客は、「定期送信」と「トリガー送信」を組み合わせることが可能です。この組み合わせのことを「送信プロファイル」と呼びます。回線の申し込みに際しては、最新の「ELTRES™ IoT ネットワーク\_送信プロファイル説明資料」に記載の送信プロファイルリストから送信プロファイル No を顧客に選択していただく必要があります。顧客の希望の送信プロファイルが送信プロファイルリストにない場合は、弊社までご相談ください。

### 4.2.1 定期送信

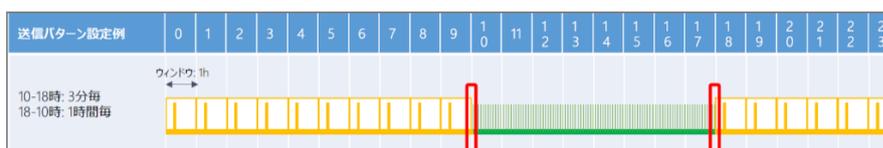
定期送信とは、一定の間隔で送信を行う送信方式です。送信の間隔は最小で 1 分間、最大で 24 時間から選択いただけます。24 時間の間で最大 2 種類の送信間隔

を選択し、切り替えることができます。また、24 時間の間で一定の時間、送信を止めることも可能ですが、送信を止めることも 2 種類の送信間隔を選択いただくうちの 1 種類とみなします。なお、2 種類の送信間隔を選択いただいた場合、提供通信料および提供初期費用は、対価表中において価格の高い送信間隔に準じて決定します。

#### 【例 1】0 時～23 時の間で 3 分間隔送信



#### 【例 2】10 時～18 時の間で 3 分間隔送信、18 時～10 時の間で 1 時間間隔送信の組み合わせ



### 4.2.2 トリガー送信

トリガー送信とは、イベントを契機にデータを送信する送信方式です。イベントは顧客にて設定いただき、それに対応する端末を準備いただく必要があります。

#### トリガー送信の仕様

項目	内容
トリガー送信方法	送信端末の仕様をもとに顧客が設定 (【例 1】 ボタン押下により送信する、【例 2】 センサーから送られるデータ値を送信端末が判別し、閾値を超えた場合に送信する 等)
トリガー送信の送信間隔	トリガー送信の送信間隔を「1 分間」「3 分間」から選択いただきます。
イベント検出時の送信の開始	1 分間を選択した場合、イベント検出後 1 分以内に送信を開始します。

	3分間を選択した場合、イベント検出後3分以内に送信を開始します。
送信間隔	1分間を選択した場合、1分間隔で送信します 3分間を選択した場合、3分間隔で送信します
送信の終了	イベント検出から60分経過後にトリガー送信を終了します

## 5 本サービスのお申し込み方法

本サービスの利用を希望する際は、事業法人営業第1部 ELTRES 担当へご連絡願います。

電話番号：03-3435-3061 メールアドレス：mb\_orix\_eltres@orix.jp

受付時間：平日 9：00-17:00（年末年始、祝日、弊社が別途定める休日を除く）

### 5.1 見積提出

申込者から「使用する送信間隔」、「契約回線数」をヒアリングし、契約プランを決定後、弊社より見積書、申込書様式をお送りします。

### 5.2 顧客情報の利用

申込者が初めて本サービスを利用する場合、ソニーNCにて顧客IDを作成しますので、弊社に申込者情報をご提出ください。なお、本情報はソニーに対し回線開通を行うためにのみ使用し、それ以外の目的には利用しません。

### 5.3 顧客ID作成

ソニーNCは弊社から提出された申込者情報をもとに顧客IDを作成し、作成後、弊社システムに登録されます。

### 5.4 申込書の提出

申込者は、弊社との契約内容を元に回線発注に相当する申込書を提出します。

## 5.5 申込み完了

提出された申込みに応じた契約プランをソニーNCにて生成し、完了すると弊社にて回線のアクティベーションを行います。

## 6 本サービスの利用開始・解約

### 6.1 利用開始

弊社から申込者に対する登録完了の旨の連絡をもって利用開始(アクティベーション)となります。

### 6.2 端末の変更に伴う LfourID 変更手続きについて

端末の電池を交換する際に代替の端末を使用する場合、または端末故障時において端末を交換する場合に限り、使用中の回線の継続利用を希望される場合、弊社は回線利用を終了することなく LfourID の変更について承ります。LfourID の変更希望にあたり弊社まで「使用中の LfourID」、「変更後の LfourID」、「LfourID 変更希望日」をお知らせください。「LfourID 変更希望日」は弊社への連絡日を含む 6 営業日以降をご指定ください。弊社は「LfourID 変更希望日」に LfourID を変更します。なお、利用中の回線においてその他の契約内容の変更はお受けできません。

### 6.3 利用停止

料金未払い、不正行為などが発見された場合、弊社の一存において、本サービスの利用停止を行う場合があります。

### 6.4 利用終了

顧客は、契約期間満了の 2 か月前（ただし当該日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、前営業日）に利用終了の通知を弊社に行う事で契約満了とともにサービスの利用を終了することができます。

## 7 回線利用登録、アクティベーション、回線利用の更新

### 7.1 回線利用登録について

「回線利用登録」とは、プランコードの作成に必要な情報を送付いただき、弊社がプランコードを作成することを意味します。

### 7.2 回線利用の更新

契約満了日に契約中の回線を対象として、自動で契約更新が行われます。そのため、回線数の見直しを行う場合は、自動更新対象回線が確定する前までに弊社へ、回線解約の申し出をする必要があります。自動更新対象の回線が確定する日は、契約満了日の2カ月前（ただし当該日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、前営業日）とします。

## 8 料金の請求

回線利用開始日の翌月を課金開始月とし、その翌々月（課金開始月の翌々月）に弊社から料金を請求させていただきます。初回請求時は、提供通信料に加えて、初期費用を請求します。ただし、回線利用開始日と回線利用終了日が同月の場合、課金開始月は回線利用開始日の属する月とし、回線利用期間分の提供通信料として1ヶ月分の提供通信料をお支払いいただきます。

#### 【各期間の算出方法】

用語	定義
契約開始日	利用契約を開始する日であり、回線利用開始日としてサービス利用契約申込書に記入される日
契約満了日	原則、契約開始日翌月から12ヶ月後の月末。 ただし、顧客が既存利用契約と同一の送信方式かつ、同一の顧客仕向け、同一のデータ転送サーバー宛先にて利用契約回

	線数の追加を行う場合、追加発注の契約満了日は既存契約回線の契約満了日と同日。
契約期間	契約開始日から契約満了日までの期間
課金開始月	契約開始日の翌月
課金期間	契約開始日の翌月から契約満了日までの期間

### 月額払い利用時の途中解約の場合のご請求

顧客が「月額払い」を選択し、利用契約満了日前に利用契約を解約した場合、契約満了日までの月数分の料金を解約月の翌月にご請求させていただきます。

## 9 サポートについて

### サポート窓口

本サービスに不明な点があった場合、ORIX 担当窓口までお問い合わせ願います。